

第2回千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議

議事概要

【日時】

令和6年5月28日(火) 午後3時 30 分～午後4時30分

【場所】

千代田区役所 6階 特別会議室

【出席者】

・委員(五十音順・敬称略) 中村 芳生、野々上 尚、山本 佐和子
・事務局 区長、政策経営部を担任する副区長、政策経営部長、行政管理担当部長、政策経営部総務課長、同部法務担当課長、同部企画課長、同部人事課長、同部契約課長、同部総務課総務係職員

○区長挨拶

○区配付資料確認

○座長 会議の公開について。前回確認したとおり、本会議は、(千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議設置要綱第7条第1項に基づき、本会議の公開、非公開を確認する。本会議の意見交換の内容は、千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準第7条第1項及び千代田区情報公開条例第7条第1項第3号及び第4号アに該当することから)非公開とするがよろしいか。ただし、会議の発言概要と資料は原則として速やかに公表させていただくことでよろしいか。

(了)

○座長 次に、事件発覚からこれまでの経過等について。

(事務局:資料1説明)

○委員 今後の議会スケジュールと報告書を取りまとめるスケジュールはどうなっているか。

○区 第2回定例会は6月12日告示、19日招集挨拶というスケジュールである。
今後、議会に報告できるよう取りまとめていく。

○座長 次に、入札不正行為の再発防止対策等の調査等業務の報告について。

(事務局:参考資料※非公開 説明)

○座長 調査を行った弁護士からの報告を参考に、今後区としての報告書(案)をブラッシュアップして頂くことになる。

(意見なし)

○座長 次に、再発防止策の検討について。

(事務局:参考資料※非公開 説明)

(意見)

○委員 東京都の指名停止措置要件を参考に、区の指名停止措置要件を改正してはいかがか。
また、公益通報については、通報することのハードルが高いため、必ず秘密を守る等、確実な実施に向けトップのメッセージを強く打ち出してはいかがか。

○区 東京都の指名停止措置要件を参考に改正を検討する。今回の事案については、公判や事業者から提出された報告書等を踏まえ、対応を検討していく。また、公益通報についても区長メッセージの発出について検討する。

○委員 千代田区は地元の事業者を優遇するような基準を設けているのか。他区でまず区内業者に限って入札を行うところから始めているところがあると聞く。競争性の観点から好ましくないというのが一般論であるが。

○区 千代田区では優先業種制度を導入しているが、今回の事件をきっかけに見直しが必要と考えている。また、総合評価を行っており、地元においての地域貢献を評価項目にいれているため、一定の優遇措置になっている。

○委員 業界任意団体について、協力会などの任意団体をつくらせることが必要なのか、有力事業者がすでに抜けている協力会は団体として何か意味があるのか。区として何をその業者に依頼するかということの兼ね合いで、団体として活動させるのが適切なのかどうか再考してはどうか。個別協定を検討してはいかがか。

○区 本区の管工事協力会の参加事業者は減少しており、区内の事業者の中には会に加入していない事業者もいると聞く。実態を確認し、今後、区と事業者が個別に協定を締結することを検討していきたい。また、管工事協力会のほかに、区は土木防災協会等と災害時の協定を締

結している。それらも平成22年度以降、見直しがなされていないため、併せて、整理していく。

○委員 再発防止策の検討(案)について、対応記録の徹底について新たにルールを設けるとしているが、平成22年に同様のもの(区民等からの要望等の記録に関する取扱要綱、不当要求行為の記録に関する取扱要綱)が作成されており、現在もある。ヒアリングをしても職員は認識しているが対応はしていなかった。やらなくなっていたことを反省しなくてはいけないし、やらなかったら懲戒にするくらいの覚悟がないと同じことになる懸念する。また、今までのものは範囲が無限定だったように思われるため、契約に関するものに絞るなりして、絶対に行うよう取り組んでいただきたい。

○委員 職員へのヒアリングから、コンプライアンス研修は現在でも頻繁に実施していることがわかるが、なぜこのような状況になったか洗い出して頂きたい。その際に1点参考にして頂きたいことは、新しく部課長になった幹部職員が、自分の部下が危ないと思っていることについて意外なほどに知らない状態となっていること。前任者からもそのような引継ぎを受けていないこと。研修を実のあるものにしていくにはその辺りの工夫も必要である。

○委員 職員へのヒアリングから、内部通報について殆ど使われていないことが分かった。なぜ使わないのかであるが、身近な存在でないことに原因がある。今まで声を聴いたこともなければ姿を見たこともない、そんな方に大事なことが言えますかとの話であり、職員が弁護士と話ができるようになるまでには時間がかかる。この人だったら言ってもよいと思えるような親しみやすさを持てるよう変わらないと、警察だけに通報しようとの話になる。内部通報窓口を本気で活性化するなら、まずは相談することへのハードルを下げる必要がある。

○委員 公益通報について、内部で何でも相談できますよ。加えて、内部に言いたくなければ外部の弁護士の方にも言えますということで、ハードルは下げられるのではないか。

○区 ご意見について、検討したい。

○座長 その他、意見がないようなので、これで閉会する。